

結婚新生活支援事業補助金

日光市は結婚新生活を
応援します♪

ご結婚おめでとうございます！！

日光市では、若い皆様の新婚生活のスタートを応援するため、結婚をきっかけに新たに住宅を購入、増改築または賃借費用や引越費用の一部を補助しています。ただし、予算額に達した時点で申請受付を終了します。

問合せ先

地域振興課地域政策係
TEL：0288-21-5147

【主な要件】

- 《婚姻日》 令和7年4月1日～令和8年3月31日
- 《年齢》 婚姻日の年齢が、夫婦ともに39歳以下
- 《所得》 夫婦の所得額合計額が500万円未満
※貸与型奨学金返済を行っている場合は別途計算
- 《その他》 自治会に加入していること。
市税を滞納していないこと。 など



市ホームページ
QRコード

【補助金額】

婚姻日の年齢が、

夫婦ともに39歳以下の場合…1世帯当たり最大30万円

夫婦ともに29歳以下の場合…1世帯当たり最大60万円

【対象費用】

令和7年4月1日～令和8年3月31日に支払った次の費用（日光市内に限る）

- 住宅取得費用（婚姻日から1年以内を取得した住宅の建物代）
- 住宅賃借費用（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）
- 住宅リフォーム費用（既存住宅の機能維持や向上を図るために行うリフォーム工事（修繕、増築、改築、設備更新など））
- 引越業者又は運送業者へ支払った引越費用（対象外：不用品の処分費用やレンタカーを借りて自身で引越をした場合）

【継続申請】

令和7年度に補助決定を受けた世帯のうち、補助限度額（30万円または60万円）に達しておらず、また要件を満たしている場合は、令和8年度に上限まで継続して補助申請を行うことができます。（1回限り）

【裏面につづく】

HAPPY WEDDING



申請・添付書類

- 日光市結婚新生活支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- 世帯全員の住民票の写し（日光市役所市民課で取得）
- 戸籍全部事項証明書（日光市役所市民課で取得）
- 夫婦双方の所得の額が分かる書類（直近の記載がある「所得証明書」）
（1月1日現在居住していた市区町村の税務課で取得）
- 夫婦双方の市税の完納証明書
（1月1日現在居住していた市区町村の税務課で取得）
- 自治会加入証明書（様式第2号）
- 預金通帳等の表紙写し（口座名義人と口座番号がわかるもの）
- その他
 - 《貸与型奨学金の返済がある場合》
 - ・貸与型奨学金の返済額が確認できる書類
 - 《住宅取得の場合》
 - ・住宅の売買契約書又は工事請負契約書写し
 - ・領収書の写しなど支払額が確認できる書類
 - 《賃貸の場合》
 - ・物件の賃貸借契約書写し
 - ・領収書の写しなど支払額が確認できる書類
 - ・勤務先からの手当の支給を確認する書類 住宅手当支給証明書（様式第3号）
 - 《リフォームの場合》
 - ・工事請負契約書等
 - ・領収書の写しなど支払額が確認できる書類
 - ・施工前と施工後の状態を確認できる書類
 - 《引越費用の場合》
 - ・引越業者又は運送業者への支払いに係る領収書の写しなど

対象世帯フローチャート

